



Japan Academy of Personal Finance

パーソナルファイナンス学会 第 20 回全国大会

報 告 要 旨

統一論題

AI 時代におけるパーソナルファイナンス

神奈川大学（横浜キャンパス）

2019 年 11 月 30 日 ～ 12 月 1 日

開催趣旨

2019 年第 20 回パーソナルファイナンス学会全国大会（神奈川大学）は、その統一論題を「AI 時代におけるパーソナルファイナンス」に決定いたしましたのでお知らせいたします。

AI がパーソナルファイナンスに大きな影響を及ぼすことについて異論はないと思います。AI を活用したビッグデータの分析が進むと、顧客獲得や与信の精度が向上し、貸付金利の低下、金融包摂の拡大などが期待されます。AI を活用しないで伝統的な情報のみに基づいて与信決定を行う業者の大半は淘汰されてしまうという予測さえもあります。

今回の全国大会では、特に中国のパーソナルファイナンスにおける AI の活用に重きを置いています。これは、中国がこの分野で世界最先端を行っているためです。インターネット利用人口が世界最大であることに加えて、巨大なプラットフォーム企業 BAT（百度、アリババ、テンセント）が存在し、スマートフォンを利用した個人向けサービスが発達しており、膨大なビッグデータの蓄積が他国よりも圧倒的な速く、またイノベーションが容易な規制環境のために、様々な分野のデータを組み合わせることが容易であることなどが指摘されています。中国における AI の活用はパーソナルファイナンスの 1 つの将来像を示すものとして注目されます。

他方、AI の活用に伴うプライバシーの侵害や公正性に対する懸念も高まっています。米国においては、新興のオンラインレンダーがデータアグリゲーターを通じて様々な情報を取集し、与信の精度を向上させるなど、AI の与信決定への適用が進む一方で、意図しない差別につながる可能性が指摘されています。例えば、米国では与信に際して郵便番号を用いることは禁止されています。人種差別につながる可能性があるからです。また民主党の大統領候補のエリザベス・ウォーレン氏はGAFA分割と関連性のある事業分野への参入を禁止することを公約として掲げています。

以上の現状認識から、「AI 時代におけるパーソナルファイナンス」を、第 20 回全国大会において会員の皆様と一緒に考えてまいりたいと存じます。活発な議論ができるよう大会を運営していこうと思っておりますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

第 20 回全国大会実行委員長
山本 崇雄（神奈川大学）

目 次

パーソナルファイナンス学会 20 年の歩み ー設立記念講演会から第 20 回全国大会までー	4
11 月 30 日 (日)	
【特別講演】Ⅰ 「三種の神器と Personal Finance 関連法制及び経済動向の相乗効果 ータイの消費者信用市場のケースー」 飯田隆雄*、渡部なつ希*、佐伯隆博**、藤田哲雄*** (札幌大学* アコム株式会社** 株式会社日本総合研究所***)	9
【統一論題報告】Ⅰ 「中国のパーソナルファイナンスにおける人工知能 (AI) の活用」 李 立栄 (京都先端科学大学)	10
【統一論題報告】Ⅱ 「取引のデジタル化と市場構造の変革 ～つながりの時代の”個”客価値創造戦略～」 中川郁夫 (大阪大学／株式会社インテック)	11
【特別講演】Ⅱ 「新たなヤミ金融に関する報告 ～二者間ファクタリングを巡る立法府における動向分析～」 堂下 浩*、的場智也** (東京情報大学* 東京情報大学大学院**)	12
12 月 1 日 (土)	
【統一論題】Ⅳ 「中国 P2P ネット金融における差別 The Discrimination in Chinese P2P Lending」 趙 彤、石田基広 (徳島大学)	14

パーソナルファイナンス学会

20 年の歩み

ー設立記念講演会から第 20 回全国大会までー

消費者金融サービス研究学会

2000 年 5 月 設立記念講演会	アリー・ルウィン（デューク大学経営大学院教授） 「米国金融サービス産業における変革と適応、適合および株主価値の創造」
	ドン・スン・チョウ（ソウル大学国際・地域研究学部学部長） 「韓国における消費者金融サービス産業の現状と展望」
2000 年度 第 1 回全国大会	統一論題「金融ビッグバンと消費者金融サービス」 （2001 年 1 月 13 日～14 日 於：早稲田大学国際会議場）
2001 年度 第 2 回全国大会	統一論題「消費者行動と消費者金融サービス」 （2001 年 12 月 8 日～9 日 於：同志社大学今出川キャンパス）
2002 年度 第 3 回全国大会	統一論題「IT と消費者金融サービス」 （2002 年 12 月 7 日～8 日 於：九州産業大学 1 号館）
2003 年度 第 4 回全国大会	統一論題「消費者金融サービスと規制」 （2003 年 11 月 1 日～2 日 於：北海学園大学）
2004 年度 第 5 回全国大会	統一論題「消費者金融サービスと CSR（企業の社会的責任）」 （2004 年 10 月 16 日～17 日 於：千葉商科大学）
2005 年度 第 6 回全国大会	統一論題「消費者金融サービスと消費者教育」 （2005 年 10 月 29 日～30 日 於：椙山女学園大学）
2006 年度 第 7 回全国大会	統一論題「アジアの消費者金融サービス市場の現状と展望」 （2006 年 10 月 7 日～8 日 於：大阪商業大学）
2007 年度 第 8 回全国大会	統一論題「世界における新たな金融ビジネスモデル」 （2007 年 11 月 10 日～11 日 於：広島市立大学）
2008 年度 第 9 回全国大会	統一論題「新たな消費者金融サービスの模索」 （2008 年 11 月 22 日～23 日 於：拓殖大学）
2009 年度よりパーソナルファイナンス学会へ名称変更	
2009 年度 第 10 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスの現状と可能性」 （2009 年 11 月 14 日～15 日 於：早稲田大学 11 号館）
2010 年度 第 11 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスにおける新たな挑戦」 （2010 年 10 月 2 日～3 日 於：札幌大学）
2011 年度 第 12 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスは今何ができるか」 （2011 年 10 月 1 日～2 日 於：九州産業大学）
2012 年度 第 13 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスとイノベーション」 （2012 年 10 月 13 日～14 日 於：日本大学商学部）
2013 年度 第 14 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスからみたソーシャルファンディング」 （2013 年 10 月 12 日～13 日 於：関西学院大学）
2014 年度 第 15 回全国大会	統一論題「新時代のパーソナルファイナンス ―新しい個人信用時代の健全なパーソナルファイナンスと多様な消費者金融サービス―」 （2014 年 10 月 4 日～5 日 於：上智大学）

2015 年度 第 16 回全国大会	統一論題「パーソナルファイナンスと地域創生」 (2015 年 11 月 28 日~29 日 於：福井大学文京キャンパス)
2016 年度 第 17 回全国大会	統一論題「これからのパーソナルファイナンス研究」 (2016 年 11 月 12 日~13 日 於：桜美林大学町田キャンパス)
2017 年度 第 18 回全国大会	統一論題「フィンテック革命がパーソナルファイナンスを変えるか」(2017 年 11 月 11 日~12 日 於：11 日富山国際議場、12 日富山大学)
2018 年度 第 19 回全国大会	統一論題「金融イノベーションとグローバリゼーション」 (2018 年 12 月 1 日~2 日 於：千葉商科大学)
2019 年度 第 20 回全国大会	統一論題「AI 時代におけるパーソナルファイナンス」(2019 年 11 月 30 日~12 月 1 日 於：神奈川大学横浜キャンパス)

学会賞・学会奨励賞受賞作品

2000 年度学会賞	伊東眞一（奈良県立商科大学） 『消費者金融システム論』（晃洋書房 2000 年）
	西村隆男（横浜国立大学） 『日本の消費者教育 その生成と発展』（有斐閣 1999 年）
2001 年度学会賞 学会奨励賞	該当作なし
	堂下 浩（東京情報大学） 『消費者金融業 経営実態総合分析』（平成 12 年度版消費者金融白書）（JCFA、NIC 会） 樋口大輔（早稲田大学大学院） 「消費者金融会社の収益・費用構造」（早稲田大学消費者金融サービス研究所 IRCFS01-003）
2002 年度学会賞 学会奨励賞	片岡義広（片岡総合法律事務所）・山本信司（A.T カーニー） 『消費者信用ビジネスの研究』（ビーケイシー2001 年）
	舟橋 哲（尚美学園大学） 「個人信用情報の処理に関する同意文書の法的意義」（早稲田大学消費者金融サービス研究所 IRCFS02-004） マイケル・スターテン（ジョージタウン大学） "The Impact of Credit Counseling on Subsequent Borrower Credit Usage and Payment Behavior" (Credit Research Center Monograph#36)
2003 年度学会賞 学会奨励賞	該当作なし
	平瀬友樹（京都大学大学院） 「銀行による消費者金融サービス市場への参入についての分析」（京都大学経済学会『経済論叢』2003 年 7 月）
2004 年度学会賞	該当作なし

学会奨励賞	今井雅和（高崎経済大学） 「ロシアの銀行セクターと個人向けローンビジネス」（早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキングペーパーIRCFS04-001） 樋口大輔（早稲田大学大学院）・坂野友昭（早稲田大学） 「消費者金融顧客の自己破産 -その特徴と要因-」(早稲田大学消費者金融サービス研究所ワーキング・ペーパー IRCFS04-002)
2005 年度学会賞	該当作なし
学会奨励賞	該当作なし
2006 年度学会賞	飯田隆雄（札幌大学） 『規制緩和と金融サービス産業』（みんなのことば舎 2005 年） 堂下 浩（東京情報大学）『消費者金融市場の研究－競争市場下での参入と撤退に関する考察』（文眞堂 2005 年）
学会奨励賞	該当作なし
2007 年度学会賞	岸 紀子（日本金融新聞） 『貸金業の真実』（ビーケーシー2006 年）
学会奨励賞	津田武寛（日興シティグループ証券） 「貸金業制度改革の行方－制度改革案は空気（ムード）で決定－」
2008 年度学会特別賞	藤沢久美（シンクタンク・ソフィアバンク）『理解されないビジネスモデル 消費者金融』（時事通信社 2008 年）
2009 年度学会賞	該当作なし
学会奨励賞	大谷和海（京都文教高等学校）「わが国の高等学校における金融教育の現状分析とその課題」（『消費者教育研究』No.133）
2010 年度学会賞	陳 玉雄（麗澤大学）『中国のインフォーマル金融と市場化』（麗澤大学出版会 2010 年 3 月）
学会奨励賞	該当作なし
2011 年度学会賞	竹本拓治（福井大学産学連携本部） 『教養のミクロ経済』（萌書房 2011 年）
学会奨励賞	小河俊紀(Card Seek 代表) 「日本版スモールビジネスカードを再提唱する」（社団法人金融財政事情研究会月刊消費者信用 2010 年 10 月号） 堂下 浩・内田 治（東京情報大学）「2010 年 消費者金融の利用に関する調査報告書」（早稲田大学クレジットビジネス研究所 Working PaperIRCB11-002 2011 年 3 月）
2012 年度学会賞	川波洋一（九州大学）、前田真一郎（名城大学）編著 『消費者金融論研究』（クレス 2011 年 11 月）
学会奨励賞	堂下 浩（東京情報大学） 「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」（早稲田大学クレジットビジネス研究所 Working PaperIRCB12-002 2012 年 3 月）

2013 年学会賞	茶野 努（武蔵大学） 『消費者金融サービス業の研究』（日本評論社 2013 年 2 月）
学会奨励賞	該当作なし
2014 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	該当作なし
2015 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	佐藤直樹（福井大学）、竹本拓治（福井大学）「最低賃金値上げ以降のタイ日系消費者金融企業における人材開発の必要性－経営現地化モデルと「求められる人材像」－」Web ジャーナル『パーソナルファイナンス研究』（No.1, pp.41-53）
2016 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	李立栄（早稲田大学大学院）「中国個人金融における異業種参入がもたらしたイノベーションの進展－インターネットを活用した金融サービスの多様化－」Web ジャーナル『パーソナルファイナンス研究』（No.2, pp.67-85）
2017 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	中西孝平（鹿児島国際大学）「障害者の起業と庶民金融」Web ジャーナル『パーソナルファイナンス研究』（No.3, pp.29-46）
2018 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	該当作なし
2019 年学会賞	該当作なし
学会奨励賞	該当作なし

三種の神器と Personal Finance 関連法制及び経済動向の相乗効果

ータイの消費者信用市場のケースー

(要 旨)

札幌大学 飯田 隆雄 札幌大学 渡部なつ希
アコム 佐伯 隆博 日本総研 藤田 哲雄

東南アジア経済の中心地であるタイ国の現状を「三種の神器と Personal Finance 関連法制及び経済動向の相乗効果」の視点から分析する。具体的には以下の進出日本法人のアンケート項目から分析した。

1. タイの消費者信用市場

(1) 現在の状況

- 消費者信用市場の規模、市場特性、主なプレーヤー（競合・日系企業の状況など）
- 外資参入障壁、関連法令（規制法、金利規制、自己資本比率など）、管轄官庁
- 信用情報センターの整備状況（情報の内容・精度、ヒット率など）
- Fintech、キャッシュレス化など新たな市場の動向

(2) 今後の見通し

- 今後の成長分野、新たな競合の出現など
- 市場インフラ、関連法令等の改正の動向など

2. 事業概要

(1) 貴社の概要

- 設立の経緯、事業規模、体制、要員（日本人スタッフの役割）、マネジメントなど

(2) 無担保融資事業

- 市場全体の規模、地域による違い、主なプレーヤー
- 業務運営上の法的な要件（総量規制、年収条件など）、金利体系
- 対象顧客、商品（証書貸付、カードローン、支払方法）
- 申し込みから、与信審査、債権回収までのフロー、特徴など

(3) 今後の展開

- 個品割賦、クレジットカード事業への展開など

3. 経済動向の相乗効果

戦後からの景気動向とタイの景気動向と同じように三種の神器が国民全体に広まり、これらをバックアップする Finance も良く似ている実態が明確になった。

中国のパーソナルファイナンスにおける人工知能（AI）の活用

京都先端科学大学 李立栄

人工知能（AI）が多くの産業において今後のイノベーションの重要な鍵として大きな期待を集めているが、それはビッグデータの活用と表裏一体の関係にある。わが国では電子商取引分野や、ソーシャルメディア等の事例は少なくないものの、金融サービス分野での取り組みは始まったばかりである。また、海外の事例を含めても、金融サービス産業におけるビッグデータ活用事例に関して学術的な日本語文献は少ない。

中国のフィンテックは、インターネット企業の電子商取引決済プラットフォームにおける金融商品販売から発展し、さまざまな分野をカバーしながら急速に拡大した。とりわけ、人工知能の活用によりユーザーの信用リスク評価を低コストかつ迅速に行うことが可能になり、エコシステムの中で金融の範疇にとどまらず多様なサービスを有機的に展開できるようになった。

本研究では、中国のパーソナルファイナンス分野に焦点を当てて、そこでのビッグデータ活用事例をもとに考察を加える。中国を研究対象とするのは、同国がビッグデータ活用に適した環境にあるからである。すなわち、インターネット利用人口が世界最大であることに加え、スマートフォンを使用した個人向けサービスの利用が盛んであるため、データの蓄積が他国より圧倒的に速い。また、巨大なプラットフォーム企業 BAT（百度、アリババ、テンセント）が存在するため、様々な分野のデータを組み合わせることが容易である。そのため、ビッグデータの活用において先進的な取り組みが先行している。

世界のフィンテックのなかでも、電子商取引最大手のアリババグループが豊富なデータ活用が可能なのは、アリババの電子商取引とそのプラットフォームにおいて膨大なビッグデータの収集・連携が容易であることが大きく寄与している。中国は個人データに関する規制をはじめ、業務に関する規制が比較的緩やかであるといわれており、先進的な実験が比較的容易であることが背景として指摘できる。

中国のパーソナルファイナンスにおける先進的なエコシステムは、単に金流である電子決済基盤の共有のみならず、物流や商流を押さえることで、様々なデジタルフットプリントや取引履歴といったパーソナルデータをもとに人工知能を活用してリアルタイムで信用評価を行い、そのスコアリングを貸出や様々な非金融サービスにまで活用できることに特徴がある。

本報告では、中国のフィンテック業界をリードするアリババグループの人工知能を活用したパーソナルファイナンス分野での取り組みについて紹介する。アリベイが広範な業務との連携が可能であった背景について考察するとともに、このような人工知能の活用から得られる未来の金融ビジネスの姿や日本の金融ビジネスへの示唆を論じる。

キーワード：中国のフィンテック、人工知能（AI）、ビッグデータ、金融イノベーション

取引のデジタル化と市場構造の変革 ～ つながりの時代の”個”客価値創造戦略 ～

大阪大学 / 株式会社インテック
中川 郁夫

1. 狙い

テクノロジーの浸透により市場のデジタル化が進んでいる。デジタルが浸透する時代は「つながり」を前提とするサービスが中心になる。モノとお金を交換する「交換の市場」から、”個”客一人ひとりに特別なサービスを提供する「つながりの市場」へのシフトが進む。その変化の本質を理解するには経済モデルの変化を整理することが必要である。

本発表では、取引のデジタル化を起点に市場構造の変革について述べる。また、デジタルテクノロジーがもたらした変革や構造変化について考察する。

2. 取引のデジタル化と視点の変化

交換の市場では、取引を「財やサービスを貨幣と交換する」ことと考える。その前提は、大量生産・大量消費であり、匿名大衆を対象とする匿名経済である。一方、デジタルテクノロジーの浸透は、顧客一人ひとりを特定することを容易にし、”個”客を対象とする顕名経済へのシフトを促す。そこでは、”個”客一人ひとりに特別なサービスを提供することが価値を生み出す。

本発表では、具体的な事例を参照しつつ、取引のデジタル化の変化を紹介する。

3. 市場構造の変革

つながりの市場では、貨幣の価値による取引（what you have）から、”個”客一人ひとりに応じた取引（who you are）へのシフトが進む。そこでは、貨幣が信用を代替するのではなく、一人ひとりの信用に応じたサービスが提供される。必然的に、市場における信頼の構造は変化し、信頼基盤の役割が重要な意味を持つ。

本発表では、産業革命による大量生産・大量消費を前提とする匿名経済から、デジタル革命による顕名経済へのシフトを踏まえ、市場構造の変革について整理する。

4. “個”客価値に基づくデジタル戦略

つながりの市場では、”個”客一人ひとりにあわせた価値創造と価値提供を重視する。そこでは、資本と生産の関係を重視してきた従来の財務指標だけでなく、”個”客価値に基づく個客価値指標を含めた、デジタル時代の価値創造戦略が重要である。

本発表では、事例を参照しつつ、デジタル時代の”個”客価値の考え方を整理する。

新たなヤミ金融に関する報告

～二者間ファクタリングを巡る立法府における動向分析～

東京情報大学 総合情報学部

堂下 浩・教授

東京情報大学 大学院総合情報学研究科

的場 智也・博士前期課程 1 年

昨年度のパーソナルファイナンス学会において、今年度の演者の一人である堂下は「ファクタリングを偽装したヤミ金融に関する報告」というタイトルにて、ファクタリングを偽装した「二者間ファクタリング」と呼ばれるヤミ金融業者が利用者側に実質的に勝訴した事例や、反社会勢力の参入事例などを紹介した。この中で、二者間ファクタリングの手数料を換算することで、1 回の手数料が 20%、つまり支払期日 1 か月後の売掛債権 100 万円を譲渡した場合の買取額は 80 万円、これを年率換算すると 300%にも上り、さらに契約不履行（返済できない）時は売掛金の 2 倍が違約金として科される実態など、その違法性の高さについて報告した。

しかしながら、その後もファクタリング業者は警察の摘発を避けるために偽装の手口を一段と巧妙化させることで、二者間ファクタリングは実質的な中小企業向けの無担保貸し付けの主役として機能している。今日、警察による検挙が難しくなる一方で依然、金融庁は二者間ファクタリングの横行を傍観している中、大手 IT 企業が二者間ファクタリングの市場に参入を表明したり、銀行が二者間ファクタリングに出資や融資したりするなど、二者間ファクタリングが慣習的に認知される傾向は一段と強まりつつある。

こうした状況に対して立法府では二者間ファクタリングの違法性を巡る議論が進むようになった。2019 年 3 月 25 日の参議院予算委員会において、平木大作・参議院議員は二者間ファクタリングの被害実態を説明した上で、政府が実態を調査する必要性と、二者間ファクタリングを規制する法律がないために反社会的勢力の参入も野放し状態にある点を鑑み、将来的に事業者登録制度等を導入する可能性を政府に質問した。平木議員による質問に対して、安倍晋三・内閣総理大臣は二者間ファクタリングの実態把握強化と事業者登録制度の導入を検討すると答弁した。引き続き麻生太郎金融担当大臣は、二者間ファクタリングの契約で交わされる利息相当分の手数料は年利で規制する利息制限法の上限金利で照らすと法律上は高金利とみなされるものの、ファクタリングの利用期間が数日から数週間という短期であるため、その利息相当分の手数料に対する負担は利用者にとって高いとは言えない旨の実情を答弁した。これは短期の貸付契約に対して年利で規制する法制度が経済実態と

乖離している現状を認めた趣旨とも言える。

また 2019 年 9 月 9 日の東京都議会では、東村邦浩・東京都議会議員はファクタリングを装ったヤミ金融の実態調査と中小企業への注意喚起を求めた。この質問に対して東京都の村松明典・産業労働局長はファクタリングを装ったヤミ金融業者による被害の事例収集と周知をはかると答弁した。

こうした動きを鑑みると、二者間ファクタリングの被害防止に向けた実態調査と対策への端緒が開かれたと言える。しかし、仮に二者間ファクタリングの規制が新たな立法により強化されたとしても、中小企業によるつなぎ融資の需要を埋める方策が講じられない限り、中小企業金融の環境は改善したと言えず、同様の被害が続くと予想される。

そこで今年度のパーソナルファイナンス学会では、二者間ファクタリングを含めた新たなヤミ金融が跋扈する最近の概況を報告しながら、こうした違法な金融手段に対して議論を始めた立法府の動向について二者間ファクタリングを軸に報告する。併せて、二者間ファクタリングを利用する中小企業の特徴と、その利用を促す背景についても解説する。そして最後に、二者間ファクタリングを始めとする様々な新たなヤミ金融が跋扈する原因である、現状の厳格な金利規制の緩和に向けた方向性についても分析する。

以上

中国 P2P ネット金融における差別

The Discrimination in Chinese P2P Lending

徳島大学 趙 彤
徳島大学 石田 基広

金融やファイナンス理論において、借り手に対する差別は古くから研究されてきた重要なテーマの 1 つである。こうした研究の目的の一つは、差別が合理的な統計的差別(Statistical Discrimination) であるのか、あるいは非合理的な選好による差別 (Taste-based Discrimination) であるのか、を識別し分析することである。

P2P(Person To Person) ネット金融においても、借り手に対する差別が行われていると考えられる。Pope and Sydnor (2011) は Prosper のデータを基つき、借り手が黒人の場合、白人に比べてローン証券の契約率は低く、そして利率は高い傾向にあったにもかかわらず、デフォルト率が高いので、黒人のローン証券の期待収益率は白人の場合よりも低いと実証した。これは白人の借り手に対する逆差別、つまり非合理的な選好による差別を行われていたことになる。

本稿では中国の P2P ネット金融の大手プラットフォームである「人人貸」の取引個票データに基づいて、貸し手が借り手の非金融的属性(性別、年齢、学歴、婚姻状況と戸籍所在地の経済的豊かさ) に基づく差別を行っていたかどうかを確認する。さらに、差別が行われていたとすれば、それが合理的な統計的差別であるのか、あるいは非合理的な先行差別であるのかを分析する。

主な結果が以下の通りである。まず、借り手の性別に関しては、ローン証券が成約するかどうかをロジスティック回帰モデルで分析したところ、ダミー変数(男性) の係数が有意に負になる。一方、成約したローン証券がデフォルトになるかどうかを応答変数としたロジスティック回帰モデルと、成約したローン証券の収益額を応答変数とした回帰モデルでは、いずれの場合も性別に有意な差は認められなかった。これはローン証券が成約する段階で男性の借り手に対する差別が行われたことを意味するが、この差別は統計的差別であり、合理的なものである。

次に、成約するか否かを応答変数としたロジスティック回帰では、年齢変数が若い場合ほど有意であり、その係数は極めて小さな負の値となった。一方、成約した証券を対象に、デフォルトかどうか、あるいは収益額の大きさを応答変数とした統計モデルでは、年齢が若いほど大きな正の係数が得られた。この正反対の結果は、貸し手が年齢をもとに差別を行っており、若い借り手ほどローン証券の成約割合が低く抑えられるが、ローン証券の収益はむしろ若いほど高くなることを表す。これは明らかに若い借り手への選好による差別であり、非合理的なものである。

借り手の学歴に関しては、ローン証券の成約モデル、デフォルトモデルと収益モデルのいずれにおいて有意なプラスの係数が得られ、係数の大きさは学歴の高さに比例する。つまり、借り手の学歴には合理的な統計的差別が行われていたことになり、ローン証券の成約段階では低学歴の借り手に対する差別は控えられているが、成約後の利益を考慮するのであれば、高学歴借り手を選好した方が高収益につながることを意味する。借り手の婚姻状況で有配偶ダミーは3つのモデルのいずれにおいて係数がすべて有意な正の値になっている。これは配偶者無しの借り手への統計的差別を表し、さらに有配偶の借り手の選好は控え気味であることを意味する。

最後に、借り手の戸籍所在地に関して推定された係数は、ローン証券の成約モデルとデフォルトモデルにおいて有意な値となったが、収益モデルにおいては有意とはならなかった。これは借り手の戸籍所在地が豊かであるほどローン証券の成約率が上がり、またデフォルト率も低くなることを示す。

2019 年 11 月 30 日発行

編集・制作：パーソナルファイナンス学会 大会実行委員会

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 司ビル 3F

IBI 国際ビジネス研究センター内

TEL：03-5273-0473 FAX：03-3203-5964

e-mail: japf@ibi-japan.co.jp

本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、お問い合わせください。